

## 宇陀市公告 3 号

令和 5 年度宇陀市広報うだ巻頭特集の企画編集について、公募型プロポーザル方式による提案募集を行うので、次の通り公告します。

令和 5 年 2 月 13 日

宇陀市長 金剛 一智

### 1 公募型プロポーザルに付する事項

#### (1) 業務名

広報うだ巻頭特集制作業務委託

業務内容

巻頭特集記事の企画及び企画支援、取材、文章作成、デザイン、イラスト作成、写真撮影、編集等、一連の業務

#### (2) 選定方法

広報うだ巻頭特集制作業務委託に係るプロポーザル実施要領による。

#### (3) 業務の内容等

広報うだ巻頭特集制作業務委託仕様書による。

#### (4) 委託期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日（日）まで

#### (5) 提案上限額

2,112,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

提案価格（総額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

この契約については市議会において予算の議決を要するため、議決が得られた令和 5 年 4 月 1 日以降に契約を締結するものとする。万一、議決が得られなかったときは、このプロポーザルはなかったこととし、プロポーザルに係る見積りは無効とする。これに対して損害を与えることがあっても、本市は損害の責めを負わないものとする。

## 2 プロポーザルへの参加資格要件

プロポーザル参加申請日（以下「申請日」という。）現在において、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 令和4・5年度宇陀市物品役務提供業者名簿に登録している者
- (2) 自治体関連の広報紙の企画・編集・ライティング・紙面作成・印刷製本等の受注実績がある者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、プロポーザルに参加できないものとする。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本件のプレゼンテーション実施日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者

イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者

ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がなされていない者

エ この公告日から入札執行日までの間において、宇陀市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けている者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員の者及び警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、当該状態が継続している者

カ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条各号に規定する中小企業等協同組合にあたる者（以下「組合」という。）が入札参加申請をした場合における当該組合の理事が所属する他の法人若しくは個人

キ 国税及び地方税を滞納がある者

## 3 参加申し込み方法及び提出書類等の必要事項

詳細は、広報うだ巻頭特集制作業務委託に係るプロポーザル実施要領及び広報うだ巻頭特集制作業務委託仕様書による。

宇陀市ホームページに掲載

4 問い合わせ先

奈良県宇陀市榛原下井足 17 番地の 3

宇陀市役所 市長公室 秘書広報情報課

電 話 0745-82-3912

FAX 0745-82-3000

メール [hishokouhou@city.uda.lg.jp](mailto:hishokouhou@city.uda.lg.jp)